

令和3年10月15日

新型コロナウイルス感染症による
宿泊療養又は自宅療養の対象となった方へ

横浜市健康福祉局健康安全課

新型コロナウイルス感染症で宿泊療養又は自宅療養期間中の医療費について

このたび、神奈川県の手業で、以下の【対象となる要件】を満たす場合に、医療費を公費で負担することとなっております。

要件を満たす場合であって、かつ、医療機関に当該医療費を支払い済であり医療機関から払い戻しが行われぬ場合には、ご本人様からの請求に基づき、すでに支払った医療費（自己負担額）を県から支給いたします。

つきましては、該当の医療費（自己負担額）がある場合は、下記【送付先】まで提出書類を送付いただきますようお願いいたします。

【対象となる要件】

- ① 宿泊療養又は自宅療養の対象となった方が受けた医療であること
- ② 宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた医療であること
※初診検査時や療養の認定前、療養の解除後に実施した医療は 対象外
- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る医療であること
※新型コロナウイルス感染症に関するものではない医療や感染症に感染していなかったとしても実施されたであろう医療は 対象外

注意 保険外診療については全て対象外となります。

【提出書類】

- ① 宿泊療養中又は自宅療養中の新型コロナウイルス感染症に係る医療費申請書（様式1）
…該当者1名につき1申請書をご用意ください。
例）同居家族3名分の払い戻しを希望する場合、3名全員分の申請書が必要
- ② 領収書、明細書など費用が確認できる書類（写しでも可）
- ③ 振込先の通帳の写し（銀行・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるページの写し）
- ④ 就業制限通知書の写し
…保健所から発行された通知書。その他、自身が対象者であることが確認できる書類でも可

（裏面に続く）

【書類送付先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市健康福祉局健康安全課
新型コロナウイルス公費負担医療担当あて

【参考資料】

神奈川県民向け質疑応答集

「宿泊療養・自宅療養者に係る医療費公費負担」に関する質疑応答集

Q1 公費の対象となるのはどういった医療か。

A 医療機関での確定検査における陽性判明時以降から、宿泊施設または自宅での療養期間の最終日までの期間に実施された、新型コロナウイルス感染症に関連する医療（往診、訪問診療、電話診療、オンライン診療、訪問看護、調剤等を含む。）となります。

Q2 受診日当日の抗原検査で陽性確定となった場合、その日の全ての医療費が公費の対象となるのか。

A 公費の対象となるのは、陽性確定後に実施した、解熱剤などの新型コロナウイルス感染症に関連する治療となります（例：処方箋料、調剤薬局における薬剤費等）。

検査により陽性が確定する前に実施した初診料・再診料・院内トリアージ料などは、新型コロナウイルス関連の治療とは認められず、同日であったとしても公費負担とはなりません。

Q3 濃厚接触者として2週間の自宅待機としていた者は、対象となるのか。

A 対象となりません。

Q4 療養解除後に、新型コロナウイルス感染症の自覚症状があったので、医療機関を受診した。その場合の医療費は公費の対象となるのか。

A 対象となりません。

Q5 生活保護を受給しており、保険に加入していない場合でも公費の対象となるのか。

A 生活保護受給者の方についても、同様に公費の対象となります。

Q6 既に支払済みの自己負担額について返金を受けたい場合は、どうしたらよいか？

A 原則は、県による償還払いにて対応しますので、管轄の保健所に連絡し、必要書類を揃えて申請してください。

<償還払いに必要な提出書類>

- ・医療費申請書（様式1）
- ・領収書等費用が確認できる書類の写し
- ・口座振込先の通帳の写し
- ・就業制限通知書の写し（保健所から発行された通知書。その他、自身が対象者であることが確認できる書類でも可）